

芦屋市いじめ防止基本方針の改定について

I 改定の趣旨

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき「芦屋市いじめ防止基本方針」（平成26年12月）を策定して、おおむね3年が経過しようとしている。その間のインターネットにおけるいじめの増加や、教職員がいじめ問題を抱え込み複雑化するなど、いじめ防止の状況等の変化に対応する。
- 昨年度、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定）ならびに「兵庫県いじめ防止基本方針」が改定されたことに伴い、その内容を反映させる。

II 改定のポイント

1 「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）に基づく指導の充実

- (1) 学校基本方針に基づく対応と取組の点検・評価
- (2) 児童生徒、保護者、地域住民等への学校基本方針の周知と情報交換や協議
- (3) アンケート調査の取扱いと工夫（様式・方法等）

2 組織的な対応の徹底

- (1) いじめ対策組織の機能と役割
- (2) 異校種間や学校間の連携
- (3) 関係機関の活用

3 教職員のいじめ対応能力の向上

- (1) 研修等の充実

4 ネットによるいじめへの対応の充実

- (1) 情報モラル教育の充実

III 主な改定部分

1 「学校基本方針」に基づく指導の充実

- (1) 学校基本方針に基づく対応と取組の点検・評価
 - ① いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。
 - ② 各校がいじめ防止対策の状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

- (2) 児童生徒，保護者，地域住民等への学校基本方針の周知と情報交換や協議
学校基本方針について説明や意見交換をする機会を設け，児童生徒・保護者・地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。
- (3) アンケート調査の取扱いと工夫（様式・方法等）
記名式や無記名式を選択させるなど，生徒が記入しやすく工夫し，いじめの早期発見につなげるよう実施する。

2 組織的な対応の徹底

- (1) いじめ対策組織の機能と役割
いじめを発見した教員が問題を抱え込むことがないように，いじめ対策組織を中心とした情報体制を構築する。
- (2) 異校種間や学校間の連携
配慮を要する児童生徒の情報を，就学前施設・小・中学校間で共有する。また，同じ中学校区にある各小学校からの生徒指導の内容を共有し，一貫した指導体制を確立する。
- (3) 関係機関の活用
対応が困難な事案について，学校支援チーム等を活用する。

3 教職員のいじめ対応能力の向上

- (1) 研修等の充実
年次研修等での法令理解や危機管理能力の向上を図る。

4 ネットいじめへの対応の充実

- (1) 情報モラル教育の充実
インターネットの正しい利用法等，情報モラル教育の充実を図るとともに，フィルタリングや家庭でのルールづくり等，保護者の責務についても周知する。